

# ヘイトスピーチと人権

最近、ヘイトスピーチという言葉がテレビやインターネットで聞いたり見たりすることが増えてきました。

ヘイトスピーチとは、特定の人種や民族、宗教、性的指向を持つ人などに対する明確な差別的な意図に基づく暴言や差別をおこなうような主張を言います。

国際的にも問題となっている日本でのヘイトスピーチと人権について、考えてみましょう。

## 急増する外国人旅行者

近年、日本に観光で訪れる外国人旅行者が急増しており、観光立国をめざして政府が2020年度までに年間2000万人とした訪日外国人旅行者の目標を早期に達成すると見込まれています。

この影響で国内では雇用機会や消費の増大、地域活性化などの効果が期待されるなど経済的に大きな恩恵を受けると同時に、SNS

(ソーシャル・ネットワーク・キング・サービス)の普及によって世界中の人たちに日本の魅力が伝わり、諸外国との相互理解の増進にもつながっています。

また、日本における長期滞在者と特別永住者を合わせた在留外国人も、21万1831人(26年末)と前年よりも2・7割増加しています。



このように、日常生活などさまざまな場面で外国人と出会う機会が増える一方で、文化や言語、宗教、生活習慣などの違いから、外国人に対する偏見や人権侵害などさまざまなトラブルも発生しています。

**《外国人に対するヘイトスピーチや偏見、人権侵害など》**

- 京都にある外国人学校に対し、「日本から出ていけ」などとヘイトスピーチを伴う街宣活動がなされた
- 外国人というだけで店舗への入店やマンションなどの住宅への入居を拒否された
- サッカーの試合で、一部のサポーターが日本人以外は観客席に入場するなという意図で「JAPANESE ONLY」と書かれた横断幕を観客席入口に掲げていた
- 四国のお遍路めぐりの際に巡礼者が利用する休憩所に、外国人を差別する貼り紙が貼られていた

## ヘイトスピーチは暴力

ヘイトスピーチは、当事者や多くの人に不安感や憎悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたら、差別意識を助長させたりすることにつながりかねず、許されるものではありません。また、ヘイトスピーチの特徴の一つとして、ヘイトスピーチをその内容とする動画などがインターネット上で公開されると、それにおおられた人たちが新たに差別的な発言を書き込んだりとヘイトスピーチ

チが繰り返されるといいう状況があります。京都の外国人学校に対する街宣活動では、拡声器を使って「日本から出ていけ」といった侮辱的な発言が数回にわたって繰り返され、その様子を撮影した動画がインターネット上でも公開されるなど悪質なものでした。

この学校への一連の行為に対して、京都地方裁判所は、「人種差別撤廃条約」で禁じられた「人種差別」にあたることを初めて判断し、その違法性を認めました。判決からも明らかのように、ヘイトスピーチは特定の人種・民族に対する社会的排除であり、暴力であると言えます。

## 異質なものを排除する社会

このようなヘイトスピーチの問題は、日本におけるその他のさまざまな人権問題の様相をありのままに表しています。

つまり、ヘイトスピーチは外国人に対する問題だけではなく、被差別部落、アイヌ、琉球・沖縄の人たち、盲導犬や聴導犬、介助犬を連れた障がいのある人たち、LGBT（レズ、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）などの性的マイノリティ（性的少数者）の人たちに向けられたまなざしと根底ではつながっているように思われます。



## 国際社会から厳しい指摘、多文化共生の視点から

日本におけるヘイトスピーチがマスコミやインターネットで報道されている中で、26年7月の国連自由権規約委員会および同年8月の国連人種差別撤廃委員会の最終見解で、日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されるなど、国際社会からは、厳しい指摘がなされています。これらを受けて、この問題を新たな法律によって包括的に規制しようという動きに対して政府は、憲法で保障された「表現の自由」

との関係から、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）の一部を留保しており、法的規制については慎重な姿勢をとっています。そのため、このような行為を罰したり、被害者の尊厳や名誉を回復するといった制度はありませんが、ヘイトスピーチについては民法など現行法の下で対処すること、人種差別撤廃条約の実効性は確保できるという立場にあります。

### 《人種差別撤廃条約》

1963年の国連総会で、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国連宣言」が採択されました。その2年後の1965年の国連総会で同条約が全会一致で採択され、1969年1月4日に効力を生じました。

この条約では、全ての人の人権および基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃することを定めています。

日本は1995年にこの条約に加入しました。

早急に何らかの有効な対策措置をとることが必要であり、人種差別撤廃条約をいかに実効的なものにしていくのかが問われています。



また、法規制などの枠組みを整備して適切な措置を講じるのは国の果たすべき役割ですが、これは国だけの問題ではなく、私たちがこれまで地道に取り組んできた多文化共生によるまちづくりの真価も問われていると言えます。

## 人権に国境はない

2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、外国人と接する機会は今後ますます増えることが予想されます。

そして、観光立国をめざす以上、誰もが住みやすい国や地域としてその魅力在国内外に発信し、活気にあふれた地域社会を築いていくことが不可欠です。「人権に国境はない」と言われています。

憲法などにあるように、人種、信条、性別、社会的出身などによって個人の自由と権利が侵害される（差別される）ことなく、私たちが一人一人がそれぞれの多様性を認め合い、相互理解の心を持って、互いに尊重しあう社会を共に築いていくことが大切です。

皆さんもこの機会にヘイトスピーチと人権について考え、家族や友人などと話し合ってみましょう。

問い合わせ 人権政策課 (内線472)

